

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は報告徴収の対象者についての宿題でしたね。
では、さっそく宿題の確認。

宿題Q、建設廃棄物の不法投棄現場における産業廃棄物に関する法第 18 条に基づく報告徴収について、対象者とならないものは、次のうちどれか。

- (1) 投棄に全く関与、関知していない発注者
- (2) 元請業者
- (3) 運搬に関与したとの疑いがある下請業者
- (4) 運搬に関与したとの疑いがある孫請業者
- (5) 建設廃棄物を運搬したと疑われる運搬業者

【解説】

建設工事に伴う廃棄物の場合、通常、元請業者が排出事業者の立場にあると判断されることから、特段「関与したとの疑い」の有無にかかわらず、報告徴収の対象になりうる。

正解 (1)

補足しますと、まず、廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収について条文を確認してみましょう。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

昭和の頃の 18 条は次のようなものでした。

(報告の徴収)

旧第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

～廃棄物処理問題～

いろいろな疑義、騒動、裁判等があり廃棄物処理法改正の度に新たな対象物や対象者が追加されていますが、確実に言えることは「全く無関係な人物に、全く無関係なことを報告させることはできない」という極々当たり前のことです。

いくら、行政の廃棄物処理法担当者であっても「あなたの好きなタイプはどんな人」なんて、18条の規定で報告させることはできませんよね。

設問の(3)～(5)は「関与したとの疑いがある」人物ですから、彼らを対象とすることは問題ありません。

(2)の元請業者については「解説」のとおりです。

(1)の発注者は「全く関与、関知していない」ことが明らかになっている、という状況の設問ですから、そのような状況にある人物を18条報告の対象にすることはできません。

ただし、不法投棄の発覚時点でどのような人物が事件に関わったか不明な時点、状態に於いては、発注者は経緯や関係者を知ることができる立場にあるでしょうから、そのような状態の発注者であれば18条の報告の対象や、また、任意となりますが調査や聞き取りの対象となるケースは多いと思われます。

では、折角、条文を紹介したのですから確認のための問題をやってみましょう。

Q、法第18条に基づく都道府県知事、市町村長の報告徴収について、報告徴収の対象となる者「○」を、対象とならない者には「×」をつけなさい。

- a 事業者
- b 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者
- c 廃棄物の疑いのある物の収集運搬、処分を業とする者
- d 市町村が設置した一般廃棄物処理施設の管理者
- e 産業廃棄物処理施設の設置者

【解説】

法第18条に基づく報告徴収の対象者は次のとおり規定されている。

区分	対象	参照条項
事業者	事業者	—
廃棄物処理業者等	一般廃棄物もしくは産業廃棄物もしくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬もしくは処分を業とする者	法第7条、第14条、第14条の4
廃棄物処理施設設置者	一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む）もしくは産業廃棄物処理施設の設置者	法第8条、法第9条の3、法第15条
指定区域	指定区域の土地所有者もしくは占有者もしくは土地の形質の変更を行い又は行った者	法第15条の17

正解 全部「○」

さて、宿題ですがこここのところ結構難しい問題が続きましたので、初心に帰り「基礎知識」からしてみましょう。



宿題Q

次のうち、産業廃棄物でないものはどれか。なお、すべて不要な物である。

- (1) 旅館業の汚水処理施設から排出される汚泥
- (2) 建築物の解体作業から排出されるコンクリート片
- (3) レストランから出る厨芥類（ちゅうかいりい）
- (4) 畜産農業から排出される家畜のふん尿
- (5) 市役所、町村役場から排出される廃プラスチック

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。